

ボランティア活動保険の加入手続きをしましょう

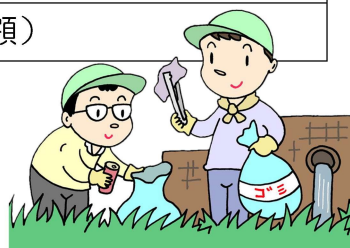
ボランティア活動保険はボランティア活動中の事故に対する保険です。ボランティア活動中に負った怪我や、器物の破損、他者に怪我をさせた等の場合に補償されます。加入プランにより補償内容が異なるので、プランを選択してお申し込みください。

対象となる活動は、日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次のいずれかに該当する活動とします。

- ①社会福祉協議会に登録されたグループの会則に則り、立案された活動であること。
- ②社会福祉協議会に届け出た活動であること。
- ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

加入プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
年間保険料	350円	500円
死亡保険金	1,040万円	
後遺障害保険金	1,040万円（限度額）	
入院保険金日額	6,500円	
手術保険金（入院手術）	65,000円	
手術保険金（外来手術）	32,500円	
通院保険金日額	4,000円	
特定感染症	補償開始日から補償	
地震・噴火・津波による死傷	×	○
対人・対物賠償責任保険金	5億円（限度額）	

補償期間：令和7年 4月 1日 午前 0時から
令和8年 3月31日 午後12時まで
お問合せ：三島町社会福祉協議会 （電話）52-3344



災害義援金の受付期間の延長について

日本赤十字社では、被災地の方々を支援するため、義援金を受け付けています。お寄せいただきました義援金は、被災都道府県に設置される義援金配分委員会へ全額を送金し、同委員会では定める配分基準に従って、市区町村等の自治体へ配分され、被災地の方々の生活支援に役立てられます。

- ◇災害義援金名称 「令和6年能登半島地震災害義援金」
- ◇該当支部 日本赤十字社新潟県支部・日本赤十字社富山県支部
- ◇延長後の受付期間
新潟県支部：令和6年1月9日（火）～令和7年12月26日（金）
富山県支部：令和6年1月5日（金）～令和7年 3月31日（月）

- ◇当該義援金の専用口座である下記口座あてにお振込みをお願いいたします。
ゆうちょ銀行・郵便局
口座記号番号 00150-7-325411
口座加入者名 日赤令和6年能登半島地震災害義援金

